

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

須賀川市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧須賀川市東部地域

#### (1) 現況

本地域は、旧須賀川市のうち阿武隈川から東に位置し、水稻と園芸作物や畜産を組み合わせた複合経営を行っているが、多くが阿武隈山系の急傾斜地域で、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい地区であり、一部地区で法第3条第3項第2号に掲げる事業に取り組んでいる。

しかしながら、後継者不足や高齢化、兼業化などにより、規模拡大や担い手への集積が進んでおらず、担い手への負担増が予想される。同項第1号に掲げる事業への取組みは進んでいない。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、同項3号事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧須賀川市中西部地域

#### (1) 現況

本地域は、旧須賀川市の阿武隈川から西に位置し、比較的平坦な地形の地域であり、稲作とキュウリや果樹などを中心とした複合経営に取り組み、比較的担い手への農地の集積や規模拡大が進んでいる。

また、第3条第3項第1号に掲げる事業についても、取組みあるいは取組みを計画している地区が多い地域である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することを主として、対象地域については同項第2号の事業を併せて行うよう働きかける。さらに、同項3号事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧長沼町地域

#### (1) 現況

本地域は、西側を奥羽山脈に接し、江花川の沿岸を中心に比較的平坦な地形が広がり、基盤整備事業もほぼ完了している。

経営形態としては、稲作を主体に、そ菜園芸を組み合わせた農業経営がなされており、一部地区で、第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業に取り組んでいる。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することを主として、対象地域については同項第2号の事業を併せて行うよう働きかける。

さらに、同項3号事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 旧岩瀬村地域

#### (1) 現況

本地域は、西側を奥羽山脈に接し、滑川の沿岸を中心に比較的平坦な地形が広がり、基盤整備事業もほぼ完了し、担い手への集積も比較的進んでいる。

経営形態としては、稲作を主体に、そ菜園芸を組み合わせた農業経営がなされており、一部地区で、第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業に取り組んでいる。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することを主として、対象地域については同項第2号の事業を併せて行うよう働きかける。

さらに、同項3号事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧須賀川市東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	旧須賀川市中西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
③	旧長沼町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
④	旧岩瀬村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

##### 1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業における事項

農振農用地区域内農用地に隣接する農振農用地区域外の農用地についても多面的機能の発揮を図るために活動に取り組む必要があることから、同号事業の農地維持支払交付金について交付対象とする。

##### 2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業における事項

###### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### ア 対象地域

###### (ア) 四法該当地区

旧大森田村[特定農山村法]

旧長沼町[過疎法]

旧白方村(長沼)[過疎法]

旧梓衝村[過疎法]

旧白江村[過疎法]

旧白方村(岩瀬)[過疎法]

###### (イ) 県特認基準該当地区

旧稲田村[県特認地域1、4]

旧小塩江村[県特認地域1、2、4]

旧仁井田村[県特認地域4]

旧川東村[県特認地域1、4]

## イ 対象農用地

### (ア) 四法該当地区

- a 勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草牧草地で 15 度以上である農用地（以下急傾斜農用地という。）勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）
- d 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地（以下「高齢化率・耕作放棄地の高い農地」という。）

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

### (イ) 県特認基準該当地区

- a 急傾斜農用地
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 緩傾斜農用地であり、以下のいずれかの要件を満たす場合。
  - (a) 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率が 30%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$